

## ○群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

昭和四十五年三月三十日規則第十二号

改正

昭和五四年一〇月三十一日規則第五八号

昭和五七年一〇月 五日規則第六五号

昭和五八年 二月二五日規則第六号

昭和六一年 三月 四日規則第五号

平成 五年 三月三十一日規則第五四号

平成 六年十一月三〇日規則第八九号

平成 七年一二月 一日規則第七二号

平成一一年 三月三十一日規則第三九号

平成一二年 二月一四日規則第七号

平成一九年 三月 九日規則第六号

平成二〇年 三月二五日規則第一三号

平成二一年 三月二四日規則第一五号

平成二二年 三月三〇日規則第二三号

平成二五年 三月二九日規則第四三号

群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則をここに公布する。

群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、群馬県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年群馬県条例第二十二号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(障害状態)

**第二条** 条例第三条第三項ただし書、第九条第一項ただし書及び第三項ただし書並びに第十八条第一項第一号ただし書に規定する規則に定める場合とは、別表第一に掲げる状態(加入者又は口数追加加入者(以下「加入者等」という。))が条例第三条第四項に規定する心身障害者扶養共済制度(以下「制度」という。)加入前又は口数追加前に既に有していた障害又は加入前若しくは口数追加前の原因により生じていた障害によるものに限る。)にある加入者等が既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果、重度障害の状態になつた場合をいう。

全部改正〔平成七年規則七二号〕

(加入等の申込み)

**第三条** 条例第五条第一項の規定により当該制度に加入しようとする者は、加入等申込書(別記様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

一 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票

二 申込者告知書

三 障害証明書

四 年金管理者指定届書(別記様式第四号)

2 条例第七条第一項及び第二項に規定する口数追加の申込みは、加入等申込書(別記様式第一号)に申込者告知書を添えて知事に提出して行う。

3 知事は、第一項の加入の申込み又は前項の口数追加の申込みを受けて加入又は口数追加(以下「加入等」という。)を承認したときは加入等承認通知書(別記様式第五号)を交付し、加入等を承認しないときは加入等不承認通知書(別記様式第六号)を交付する。

4 知事は、前項の加入等を承認した者が第一回掛金を納付したときは、群馬県心身障害者扶養共済制度加入証書(別記様式第七号)又は群馬県心身障害者扶養共済制度口数追加証書(別記様式第七号の二)を交付する。

全部改正〔昭和五四年規則五八号〕、一部改正〔平成五年規則五四号・七年七二号〕  
(掛金)

**第四条** 条例第八条第一項及び第二項に規定する掛金の納付は、月払とし、所定の納付書により行う。

2 前項の規定は、群馬県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成七年群馬県条例第三十九号)附則第二項に規定する掛金の納付について準用する。

3 知事は、条例第八条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により掛金が免除される加入者等に対し掛金免除決定通知書(別記様式第七号の三)を交付する。

一部改正〔昭和五四年規則五八号・六一年五号・平成七年七二号・一二年七号〕  
(掛金の減額)

**第五条** 条例第八条第四項に規定する掛金の減額は、別表第二に掲げる理由を有する者について、知事が必要と認めた場合に限り、同表に掲げる区分により行う。

2 前項の規定により掛金の減額を行う期間は、次項に規定する申請の日の属する月から、その事情の停止した日の属する月までとする。

3 第一項に規定する掛金の減額の申請は、掛金減額申請書(別記様式第八号)を知事に提出して行う。

4 知事は、前項の申請があつたときは、その適否を決定し、掛金減額決定通知書(別記様式第九号)又は掛金減額申請不承認通知書(別記様式第十号)を交付する。

一部改正〔昭和五四年規則五八号・六一年五号・平成五年五四号〕  
(年金の給付)

**第六条** 条例第九条第一項及び第三項に規定する年金の給付請求は、年金給付請求書(別記様式第十一号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出して行う。

一 加入者等の死亡により請求する場合

ア 加入者等の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、当該加入者等の死亡が加入した日(口数追加加入者である場合は、口数追加の日)から二年以内のものであるときは、死亡証明書又は死体検案書

イ 加入者等の住民票の写し(加入者等の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあつては、除籍の抄本)

ウ 心身障害者及び年金管理者の住民票の写し(心身障害者及び年金管理者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあつては、戸籍の抄本)

エ その他知事が必要と認める書類

二 加入者等の重度障害により請求する場合

ア 障害診断書

イ 加入者等の住民票の写し(加入者等の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあつては、戸籍の抄本)

ウ 前号ウ及びエに掲げる書類

2 知事は、前項に定める年金の給付請求を受けて年金の給付を決定したときは年金給付決定通知書(別記様式第十四号)及び加入等申込書に記載されている心身障害者を年金受給権者とした群馬県心身障害者扶養共済制度年金証書(別記様式第十五号)を交付し、年金を給付しないことを決定したときは年金(加算額)不支給決定通知書(別記様式第十六号)を交付する。

一部改正〔昭和五四年規則五八号・五七年六五号・平成五年五四号・六年八九号・七年七二号・二二年二三号〕

(加入証書等)

**第七条** 群馬県心身障害者扶養共済制度加入証書若しくは群馬県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は群馬県心身障害者扶養共済制度年金証書を亡失し、又は損傷したときは、加入者等又は年金受給権者若しくは年金管理者は、加入等証書再交付申請書(別記様式第十七号)を知事に提出して再交付を受けるものとする。

一部改正〔昭和五四年規則五八号・平成七年七二号・一二年七号〕

(年金の支給停止)

**第八条** 条例第十一条に規定する年金の給付停止は、年金支給停止決定通知書(別記様式第十八号)を年金受給権者又は年金管理者に交付して行う。

2 年金支給停止の事由が消滅したときは、年金支給停止解除決定通知書(別記様式第十九号)を交付するとともに、年金の給付を行う。

一部改正〔昭和五四年規則五八号〕

(弔慰金の給付)

**第九条** 条例第十五条第一項に規定する弔慰金の給付請求は、弔慰金給付請求書(別記様式第二十号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出して行う。

- 一 加入者等の住民票の写し(加入者等の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあつては、戸籍の抄本)
  - 二 心身障害者の住民票の写し(心身障害者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあつては、除籍の抄本)
- 2 知事は、前項に定める弔慰金の給付の請求を受けて弔慰金の給付を決定したときは弔慰金給付決定通知書(別記様式第二十一号)を交付し、弔慰金を給付しないことを決定したときは、弔慰金(加算額)不支給決定通知書(別記様式第二十二号)を交付する。

一部改正〔昭和五四年規則五八号・平成六年八九号・七年七二号〕

(脱退一時金の給付)

**第九条の二** 条例第十五条の二第一項に規定する脱退一時金の給付請求は、脱退一時金給付請求書(別紙様式第二十二号の二)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行う。

- 一 加入者等の住民票の写し(加入者等の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあつては、戸籍の抄本)
  - 二 心身障害者の住民票の写し(心身障害者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあつては、戸籍の抄本)
- 2 知事は、前項に定める脱退一時金の給付の請求を受けて当該脱退一時金の給付を決定したときは、脱退一時金給付決定通知書(別記様式第二十二号の三)を交付する。

追加〔平成七年規則七二号〕

(脱退等)

**第十条** 条例第十八条第一項第三号に規定する脱退の申出又は同条第二項第一号に規定する口数の減少の申出は、加入者等脱退(減少)届書(別記様式第二十三号)に群馬県心身障害者扶養共済制度加入証書又は群馬県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を添えて知事に提出して行う。

- 2 条例第十八条第一項第四号及び同条第二項第二号に規定する掛金の滞納期間は、二月とする。ただし、知事が特に認める場合にはこの限りでない。

全部改正〔昭和五四年規則五八号〕、一部改正〔昭和六一年規則五号・平成七年七二号〕

(届出)

**第十一条** 条例第十九条第一項から第四項までの規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類により行うものとする。

- 一 条例第十九条第一項第一号、第二項第二号又は第三項第一号の規定による届出氏名・住所変更届書(別記様式第二十四号)

- 二 条例第十九条第一項第二号又は第二項第一号の規定による届出 死亡・重度障害届書(別記様式第二十五号)
  - 三 条例第十九条第三項第二号の規定による届出 年金受給権者死亡届書(別記様式第二十五号の二)
  - 四 条例第十九条第一項第三号の規定による届出 年金管理者指定・変更届書(別記様式第二十六号)
  - 五 条例第十九条第三項第三号の規定による届出 年金支給停止事由発生・消滅届書(別記様式第二十七号)
  - 六 条例第十九条第四項の規定による届出 年金受給権者現況届書(別記様式第二十八号)
- 2 前項第三号の届書には、年金受給権者に係る住民票の写し(年金受給権者の氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあつては、除籍の抄本)及び群馬県心身障害者扶養共済制度年金証書を添付しなければならない。ただし、県又は市町村が年金受給権者の死亡を住民基本台帳その他の公簿(以下単に「公簿」という。)又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の五第一項に規定する本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)により確認できる場合は、住民票の写しの添付を省略することができる。
- 3 第一項第六号の届書には、毎年四月一日における現況を記載し、年金受給権者に係る住民票の写しを添付して、その年の五月三十一日までに提出しなければならない。ただし、県又は市町村が年金受給権者の現況を公簿又は本人確認情報により確認できる場合は、住民票の写しの添付を省略することができる。
- 全部改正〔平成五年規則五四号〕、一部改正〔平成六年規則八九号・二〇年一三号・二一年一五号・二五年四三号〕
- (台帳)

**第十二条** 知事は、加入者等及び年金の支給に関する事項を記載し、整理するため、加入者等台帳(別記様式第二十九号)及び年金受給権者台帳(別記様式第三十号)を作成しておくものとする。

一部改正〔昭和五四年規則五八号・平成七年七二号〕

(事務処理の特例)

**第十三条** 条例第二十二条第九号の規定により、次に掲げる事務は、加入者等の住所地を管轄する市町村(第七号から第十号までに掲げる年金に係る事務については、心身障害者又は年金管理者の住所地を管轄する市町村とする。)が処理することとする。

- 一 第三条第一項第四号の年金管理者指定届書を受け付け、知事に提出すること。
- 二 第三条第三項の規定により交付される加入等承認通知書又は加入等不承認通知書を受け取り、加入者等に送付すること。

- 三 第三条第四項の規定により交付される群馬県心身障害者扶養共済制度加入証書又は群馬県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を受け取り、加入者等に送付すること。
- 四 第四条第三項の規定により交付される掛金免除決定通知書を受け取り、加入者等に送付すること。
- 五 第五条第三項の掛金減額申請書を受け付け、知事に提出すること。
- 六 第五条第四項の規定により交付される掛金減額決定通知書又は掛金減額申請不承認通知書を受け取り、加入者等に送付すること。
- 七 第六条第一項の年金給付請求書及び添付書類を受け付け、知事に提出すること。
- 八 第六条第二項の規定により交付される年金給付決定通知書及び群馬県心身障害者扶養共済制度年金証書又は年金(加算額)不支給決定通知書を受け取り、心身障害者又は年金管理者に送付すること。
- 九 第七条の加入等証書再交付申請書を受け付け、知事に提出し、再交付された群馬県心身障害者扶養共済制度加入証書若しくは群馬県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は群馬県心身障害者扶養共済制度年金証書を受け取り、加入者等又は心身障害者若しくは年金管理者に送付すること。
- 十 第八条第一項の規定により交付される年金支給停止決定通知書を受け取り、心身障害者又は年金管理者に送付すること。
- 十一 第八条第二項の規定により交付される年金支給停止解除決定通知書を受け取り、心身障害者又は年金管理者に送付すること。
- 十二 第九条第一項の弔慰金給付請求書及び添付書類を受け付け、知事に提出すること。
- 十三 第九条第二項の規定により交付される弔慰金給付決定通知書又は弔慰金(加算額)不支給決定通知書を受け取り、加入者等に送付すること。
- 十四 第九条の二第一項の脱退一時金給付請求書及び添付書類を受け付け、知事に提出すること。
- 十五 第九条の二第二項の規定により交付される脱退一時金給付決定通知書を受け取り、加入者等に送付すること。
- 十六 第十条第一項の加入者等脱退(減少)届書及び添付書類を受け付け、知事に提出すること。

全部改正〔平成一二年規則七号〕

(委任)

**第十四条** この規則に定めるもののほか、この規則の規定により知事に提出すべき書類の様式については、知事が別に定める。

追加〔平成五年規則五四号〕

**附 則**

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

**附 則(昭和五十四年十月三十一日規則第五十八号)**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)に基づき加入等の申込をしている者は、改正後の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)に基づき加入等の申込をしたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

**附 則(昭和五十七年十月五日規則第六十五号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(昭和五十八年二月二十五日規則第六号)**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則別記様式第二号の規定は、昭和五十八年度分加入の申込者から適用し、昭和五十七年度分加入の申込者については、なお従前の例による。

**附 則(昭和六十一年三月四日規則第五号)**

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第五条第一項の規定にかかわらず、群馬県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(昭和六十年群馬県条例第三十八号。以下「条例第三十八号」という。)附則第二項本文に規定する者の掛金の減額は、次の表に掲げる理由を有するものについて、知事が必要と認めた場合に限り、同表に掲げる区分により行う。

減額理由	昭和六十一年四月一日における年齢区分	減額する額
一 加入者が、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者であるとき。	三十五歳未満の者	九四〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	一、二七〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	一、七四〇円
	四十五歳以上の者	二、一四〇円
二 加入者が、県民税及び市町村民税を課せられていないとき、又は免除さ	三十五歳未満の者	六六〇円
	三十五歳以上四十	八九〇円

れているとき。	歳未満の者	
	四十歳以上四十五歳未満の者	一、二二〇円
	四十五歳以上の者	一、五五〇円
三 加入者が、県民税及び市町村民税の所得割を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	二八〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	三八〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	五二〇円
	四十五歳以上の者	六四〇円
四 その他加入者が、非常災害等により生活が著しく困難であり、掛金の金額を納付することが困難であると知事が認めるとき。	事情に応じて知事が定める。	

3 前項の適用に当たっては、改正後の規則第五条第二項から第四項までの規定を準用する。

4 条例第三十八号附則第二項本文に規定する者のうち、この規則の施行の日の前日において、改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第五条第一項の規定により減額を受けていた者は、附則第二項の規定により減額を受けた者とみなす。

**附 則**(平成五年三月三十一日規則第五十四号)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、当分の間、当該用紙を適宜補正して使用することができる。

**附 則**(平成六年十一月三十日規則第八十九号)

この規則は、平成六年十二月一日から施行する。

**附 則**(平成七年十二月一日規則第七十二号)

1 この規則は、平成八年一月一日から施行する。

2 改正後の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、群馬県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成七年群馬県条例第三十九号。以下「条例第三十九号」という。)附則第二項各号に掲げる者の掛金を減額する場合は、知事が必要と認めるときに限りそれぞれ当該各号の表に掲げる区分により行う。



一 昭和六十一年四月一日以後に加入した者で、加入者となったときの年齢が四十五歳未満であったもの

減額理由	加入者となったときの年齢区分	減額する額		
		平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以降
一 加入者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者であるとき。	三十五歳未満の者	一、四〇〇円	一、八七〇円	二、三四〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	一、八七〇円	二、四七〇円	三、〇〇〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	二、五四〇円	三、二七〇円	四、〇〇〇円
二 加入者が県民税及び市町村民税を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	一、一二〇円	一、五〇〇円	一、八七〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	一、五〇〇円	一、九八〇円	二、四〇〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	二、〇三〇円	二、六二〇円	三、二〇〇円
三 加入者が県民税及び市町村民税の所得割を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	五六〇円	七五〇円	九四〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	七五〇円	九九〇円	一、二〇〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	一、〇二〇円	一、三一〇円	一、六〇〇円
四 その他加入者が非常災害等により生活	事情に応じて知事が定める額。			

<p>が著しく困難であり、掛金の全額を納付することが困難であると知事が認めるとき。</p>	
---	--

二 昭和五十四年十月一日以後に加入した者で、加入者となったときの年齢が四十五歳以上であったもの

減額理由	加入者となったときの年齢区分	減額する額		
		平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以降
一 加入者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者であるとき。	四十五歳以上五十歳未満の者	三、〇七〇円	四、〇〇〇円	四、九四〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	三、八〇〇円	四、八七〇円	五、九四〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	四、八〇〇円	六、〇〇〇円	七、二〇〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	六、〇〇〇円	七、四七〇円	八、八七〇円
二 加入者が県民税及び市町村民税を課せられていないとき、又は免除されているとき。	四十五歳以上五十歳未満の者	二、四六〇円	三、二〇〇円	三、九五〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	三、〇四〇円	三、九〇〇円	四、七五〇円
	五十五歳以上	三、八四〇円	四、八〇〇円	五、七六〇円

	六十歳未満の者			
	六十歳以上六十五歳未満の者	四、八〇〇円	五、九八〇円	七、一〇〇円
三 加入者が県民税及び市町村民税の所得割を課せられていないとき、又は免除されているとき。	四十五歳以上五十歳未満の者	一、二三〇円	一、六〇〇円	一、九八〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	一、五二〇円	一、九五〇円	二、三八〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	一、九二〇円	二、四〇〇円	二、八八〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	二、四〇〇円	二、九九〇円	三、五五〇円
四 その他加入者が非常災害等により生活が著しく困難であり、掛金の全額を納付することが困難であると知事が認めるとき。	事情に応じて知事が定める額。			

三 条例第三十九条による改正前の条例による制度（以下「改正前の制度」という。）の特約付加入者であった者（以下この表において「加入者」という。）

減額理由	加入者となったときの年齢区分	減額する額		
		平成八年一月一日から平成九年三月三十一	平成九年四月一日から平成十年三月三十一	平成十年四月一日以降

		日まで	日まで	
一 加入者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者であるとき。	三十五歳未満の者	一、四〇〇円	一、八七〇円	二、三四〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	一、八七〇円	二、四七〇円	三、〇〇〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	二、五四〇円	三、二七〇円	四、〇〇〇円
	四十五歳以上五十歳未満の者	三、〇七〇円	四、〇〇〇円	四、九四〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	三、八〇〇円	四、八七〇円	五、九四〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	四、八〇〇円	六、〇〇〇円	七、二〇〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	六、〇〇〇円	七、四七〇円	八、八七〇円
二 加入者が県民税及び市町村民税を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	一、一二〇円	一、五〇〇円	一、八七〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	一、五〇〇円	一、九八〇円	二、四〇〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	二、〇三〇円	二、六二〇円	三、二〇〇円
	四十五歳以上五十歳未満の者	二、四六〇円	三、二〇〇円	三、九五〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	三、〇四〇円	三、九〇〇円	四、七五〇円

	者			
	五十五歳以上六十歳未満の者	三、八四〇円	四、八〇〇円	五、七六〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	四、八〇〇円	五、九八〇円	七、一〇〇円
三 加入者が県民税及び市町村民税の所得割を課税させられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	五六〇円	七五〇円	九四〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	七五〇円	九九〇円	一、二〇〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	一、〇二〇円	一、三一〇円	一、六〇〇円
	四十五歳以上五十歳未満の者	一、二三〇円	一、六〇〇円	一、九八〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	一、五二〇円	一、九五〇円	二、三八〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	一、九二〇円	二、四〇〇円	二、八八〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	二、四〇〇円	二、九九〇円	三、五五〇円
四 その他加入者が非常災害等により生活が著しく困難であり、掛金の全額を納付することが困	事情に応じ知事が定める額。			

難であると知事が認めるとき。	
----------------	--

四 改正前の制度の口数追加付加入者であった者(以下この表において「加入者」という。)

減額理由	加入者となったときの年齢区分	減額する額		
		平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以降
一 加入者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者であるとき。	四十五歳以上五十歳未満の者	三、〇七〇円	四、〇〇〇円	四、九四〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	三、八〇〇円	四、八七〇円	五、九四〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	四、八〇〇円	六、〇〇〇円	七、二〇〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	六、〇〇〇円	七、四七〇円	八、八七〇円
二 加入者が県民税及び市町村民税を課せられていないとき、又は免除されているとき。	四十五歳以上五十歳未満の者	二、四六〇円	三、二〇〇円	三、九五〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	三、〇四〇円	三、九〇〇円	四、七五〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	三、八四〇円	四、八〇〇円	五、七六〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	四、八〇〇円	五、九八〇円	七、一〇〇円

	者			
三 加入者が県民税及び市町村民税の所得割を課せられていないとき、又は免除されているとき。	四十五歳以上五十歳未満の者	一、二三〇円	一、六〇〇円	一、九八〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	一、五二〇円	一、九五〇円	二、三八〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	一、九二〇円	二、四〇〇円	二、八八〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	二、四〇〇円	二、九九〇円	三、五五〇円
四 その他加入者が非常災害等により生活が著しく困難であり、掛金の全額を納付することが困難であると知事が認めるとき。	事情に応じて知事が定める額。			

五 前各号に掲げる者以外の者(以下この表において「加入者」という。)

減額理由	昭和六十一年四月一日現在における年齢区分	減額する額		
		平成八年一月一日から平成九年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成十年四月一日以降
一 加入者が生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四	三十五歳未満の者	一、四〇〇円	一、八七〇円	二、三四〇円
	三十五歳以上四十歳未満の	一、八七〇円	二、四七〇円	三、〇〇〇円

号)第六条第一項に規定する被保護者であるとき。	者			
	四十歳以上四十五歳未満の者	二、五四〇円	三、二七〇円	四、〇〇〇円
	四十五歳以上の者	三、〇七〇円	四、〇〇〇円	四、九四〇円
二 加入者が県民税及び市町村民税を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	一、一二〇円	一、五〇〇円	一、八七〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	一、五〇〇円	一、九八〇円	二、四〇〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	二、〇三〇円	二、六二〇円	三、二〇〇円
	四十五歳以上の者	二、四六〇円	三、二〇〇円	三、九五〇円
三 加入者が県民税及び市町村民税の所得割を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	五六〇円	七五〇円	九四〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	七五〇円	九九〇円	一、二〇〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	一、〇二〇円	一、三一〇円	一、六〇〇円
	四十五歳以上の者	一、二三〇円	一、六〇〇円	一、九八〇円
四 その他加入者が非常災害等により生活が著しく困難であり、掛金の全額を納付することが困難であると知	事情に応じて知事が定める額。			



事が認めると き。	
--------------	--

- 3 この規則の施行の日の前日においてこの制度に加入している者又は他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であってこの規則の施行前に改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例第四条第二項の規定によりこの制度に加入した者が、平成八年一月一日から同月三十一日までに制度の脱退又は口数の減少を申し出た場合は、同条例第五条第一項の規定にかかわらず同月分の掛金の額を減額することができる。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

**附 則(平成十一年三月三十一日規則第三十九号)**

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定により提出され、交付され、又は調整されている書類は、改正後の各規則の相当規定により提出され、交付され、又は調整されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

**附 則(平成十二年二月十四日規則第七号)**

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則(平成十九年三月九日規則第六号)**

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

**附 則(平成二十年三月二十五日規則第十三号)**

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、群馬県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成十九年群馬県条例第七十八号。以下「条例第七十八号」という。)附則第三項において準用する群馬県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年群馬県条例第二十二号)第八条第四項の規定による掛金の減額は、条例第七十八号附則第二項各号に掲げる区分に応じ、次の各号の表に掲げる理由を有する者について、知事が必要と認めた場合に限る。当該各号の表に掲げる区分により行う。

一 昭和五十四年十月一日以後に共済制度に加入した者で、加入者となった時の年齢が四十五歳以上であったもの

減額理由	加入者となった時の年齢区分	減額する額
一 加入者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者であるとき。	四十五歳以上五十歳未満の者	七、〇七〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	七、七四〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	八、五四〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	九、六七〇円
二 加入者が県民税及び市町村民税を課せられていないとき、又は免除されているとき。	四十五歳以上五十歳未満の者	五、六六〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	六、一九〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	六、八三〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	七、七四〇円
三 加入者が県民税及び市町村民税の所得割を課せられていないとき、又は免除されているとき。	四十五歳以上五十歳未満の者	二、八三〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	三、一〇〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	三、四二〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	三、八七〇円
四 その他加入者が非常災害等により生活が著しく困難であり、掛金の全額を納付することが困難であると知事が認めるとき。	事情に応じて知事が定める額	

二 昭和六十一年四月一日以後に共済制度に加入した者で、加入者となった時の年齢が四十五歳未満であったもの

減額理由	加入者となった時の年齢区分	減額する額
一 加入者が生活保護法第六条第一項に規定する被保護者であるとき。	三十五歳未満の者	三、七四〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	四、六〇〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	五、八〇〇円
二 加入者が県民税及び市町村民税を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	二、九九〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	三、六八〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	四、六四〇円
三 加入者が県民税及び市町村民税の所得割を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	一、五〇〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	一、八四〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	二、三二〇円
四 その他加入者が非常災害等により生活が著しく困難であり、掛金の全額を納付することが困難であると知事が認めるとき。	事情に応じて知事が定める額	

三 この規則の施行の日前に共済制度の口数の追加の承認を受けた者(以下「口数追加加入者」という。)

減額理由	口数追加加入者となった時の年齢区分	減額する額
一 加入者が生活保護法第六条第一項に規定する被保護者であるとき。	三十五歳未満の者	三、七四〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	四、六〇〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	五、八〇〇円
	四十五歳以上五十歳未満の者	七、〇七〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	七、七四〇円

	者	
	五十五歳以上六十歳未満の者	八、五四〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	九、六七〇円
二 加入者が県民税及び市町村民税を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	二、九九〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	三、六八〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	四、六四〇円
	四十五歳以上五十歳未満の者	五、六六〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	六、一九〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	六、八三〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	七、七四〇円
三 加入者が県民税及び市町村民税の所得割を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	一、五〇〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	一、八四〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	二、三二〇円
	四十五歳以上五十歳未満の者	二、八三〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	三、一〇〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	三、四二〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	三、八七〇円
四 その他加入者が非常災害等により生活が著しく困難であり、掛	事情に応じて知事が定める額	

金の全額を納付することが困難であると知事が認めるとき。	
-----------------------------	--

#### 四 前三号に掲げる者以外の者

減額理由	加入者となった時の年齢区分	減額する額
一 加入者が生活保護法第六条第一項に規定する被保護者であるとき。	三十五歳未満の者	三、七四〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	四、六〇〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	五、八〇〇円
	四十五歳以上の者	七、〇七〇円
二 加入者が県民税及び市町村民税を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	二、九九〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	三、六八〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	四、六四〇円
	四十五歳以上の者	五、六六〇円
三 加入者が県民税及び市町村民税の所得割を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	一、五〇〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	一、八四〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	二、三二〇円
	四十五歳以上の者	二、八三〇円
四 その他加入者が非常災害等により生活が著しく困難であり、掛金の全額を納付することが困難であると知事が認めるとき。	事情に応じて知事が定める額	

#### 附 則(平成二十一年三月二十四日規則第十五号)

- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則(平成二十二年三月三十日規則第二十三号)

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則(平成二十五年三月二十九日規則第四十三号)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則別記様式第七号による群馬県心身障害者扶養共済制度加入証書、別記様式第七号の二による群馬県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は別記様式第十五号による群馬県心身障害者扶養共済制度年金証書は、それぞれこの規則による改正後の群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則別記様式第七号による群馬県心身障害者扶養共済制度加入証書、別記様式第七号の二による群馬県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は別記様式第十五号による群馬県心身障害者扶養共済制度年金証書とみなす。

別表第一(第二条関係)

一	一眼の視力を全く永久に失つたもの
二	一上肢を手関節以上で失つたもの
三	一下肢を足関節以上で失つたもの
四	一上肢の用を全く永久に失つたもの
五	一下肢の用を全く永久に失つたもの
六	一手の母指及び示指を含んで四手指以上を失い、若しくはその用を全く永久に失つたもの又は一手の母指若しくは示指を含んで三手指以上を失い、若しくはその用を全く永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含んで二手指以上を失い、若しくはその用を全く永久に失つたもの
七	一耳の聴力を全く永久に失つたもの

一部改正〔平成五年規則五四号〕

別表第二(第五条関係)

減額理由	加入者となつたときの年齢区分	減額する額
一 加入者等が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護世帯であるとき。	三十五歳未満の者	六、二〇〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	七、六〇〇円

	四十歳以上四十五歳未満の者	九、五四〇円
	四十五歳以上五十歳未満の者	一一、五四〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	一二、五四〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	一三、八〇〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	一五、五四〇円
二 加入者等が県民税及び市町村民税を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	四、九六〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	六、〇八〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	七、六三〇円
	四十五歳以上五十歳未満の者	九、二三〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	一〇、〇三〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	一一、〇四〇円
	六十歳以上六十五歳未満の者	一二、四三〇円
三 加入者等が県民税及び市町村民税の所得割を課せられていないとき、又は免除されているとき。	三十五歳未満の者	二、四八〇円
	三十五歳以上四十歳未満の者	三、〇四〇円
	四十歳以上四十五歳未満の者	三、八二〇円
	四十五歳以上五十歳未満の者	四、六二〇円
	五十歳以上五十五歳未満の者	五、〇二〇円
	五十五歳以上六十歳未満の者	五、五二〇円

	歳未満の者	
	六十歳以上六十五歳未満の者	六、二二〇円
四 その他加入者が非常災害等により生活が著しく困難であり、掛金の金額を納付することが困難であると認めるとき。	事情に応じて知事が定める。	

全部改正〔平成七年規則七二号〕、一部改正〔平成二〇年規則一三号〕

別記様式第1号(規格A4)(第3条関係)



加入番号

加入等申込書

年 月 日

群馬県知事 あて

(加入申込者)  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

群馬県心身障害者扶養共済制度条例第5条の規定により、群馬県心身障害者扶養共済制度に加入を口数追加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

加入等申込者	住所		心身障害者との続柄		確認印	
	フリガナ氏名	男・女	生年月日	年 月 日	「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	
	心身障害者のフリガナの氏名	男・女	生年月日	年 月 日	印	
口数の追加			する・しない			
現在共済制度に加入の有無			有(加入番号 )・無			

	従前の地方公共団体名	加入番号	加入年月日(口数追加年月日)
他制度からの転入者の記載欄			年 月 日 ( 年 月 日)
			年 月 日 ( 年 月 日)

※本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。

- [添付書類] 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し  
2 申込者(被保険者)告知書  
3 障害証明書  
4 年金管理者指定届書

注1 口数追加のみの申込みの場合には、2の書類のみを添付してください。  
2 記名押印に代えて署名することができます。

經由市町村

取扱者

全部改正〔平成 22 年規則 23 号〕

別記様式第2号及び別記様式第3号 削除

削除〔平成5年規則 54 号〕

別記様式第4号(規格A4)(第3条関係)

		加入番号		
<u>年金管理者指定届書</u>				
群馬県知事		あて	年 月 日	
		(加入申込者)		
		氏名	_____ 印	
		住所	_____	
群馬県心身障害者扶養共済制度条例第10条の規定により、次の者を年金管理者として指定したのでお届けします。				
年金 管 理 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		心身障害者 との続柄	
	住所			
私は、群馬県心身障害者扶養共済制度条例第10条に規定する年金管理者となることに同意し、次の心身障害者の年金を管理し、良き理解者として誠意をもって保護及び養育に当たることを誓約します。				
		年 月 日		
		年金管理者氏名	_____ 印	
(心身障害者)		氏名	_____	
		住所	_____	
注 記名押印に代えて署名することができます。				
經由市町村		取扱者		

一部改正〔昭和 54 年規則 58 号・平成5年 54 号・6年 89 号・11 年 39 号〕

別記様式第5号(規格A4)(第3条関係)

		加入番号	
<u>加入等承認通知書</u>			
年 月 日			
(加入者等)			
_____様			
群馬県知事			印
<p>年 月 日付けで申込みのあつた群馬県心身障害者扶養共済制度への加入は、申込みのとおり承認します。</p> <p>なお、掛金の額等は、次のとおりです。</p>			
口数追加の有無	有 ・ 無		
掛金の額	月額金	円	
掛金の減額	1 なし 2 別添掛金減額決定通知書のとおり		
加入の効力発生の日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>ただし、第1回掛金を期日までに納付しないときは、加入の効力がこの日に発生しないことがあります。</p>		
経由市町村			取扱者

一部改正〔昭和54年規則58号・平成5年54号・6年89号・7年72号〕

別記様式第6号(規格A4)(第3条関係)

加入等不承認通知書

年 月 日

(加入申込者)

\_\_\_\_\_様

群馬県知事 印

年 月 日付けで申込みのあった群馬県心身障害者扶養共済制度

への加入は、次の理由により承認できませんので、通知します。  
における口数追加

理 由

経由市町村		取扱者	
-------	--	-----	--

一部改正〔昭和54年規則58号・平成5年54号・6年89号・7年72号〕

別記様式第7号(規格A4)(第3条関係)

(表面)

- 11 この制度の内容については、お申込みの際にご確認いただいた「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」をご確認ください。
- 12 その他この制度についてお尋ねのときは、住所地の市役所、町村役場又は県庁障害政策課にお問い合わせください。

心身障害者扶養共済制度

加 入 証 書

群 馬 県

(裏面)

次のとおり、群馬県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年群馬県条例第22号）に基づく心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

加入番号	
------	--

(加入者)

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	

(心身障害者)

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	

(年金管理者)

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	

加入年月日	年 月 日
掛金払込期間	年 月～ 年 月

年 月 日

群馬県知事

印

【注意事項】

- この加入証書は、大切に保管してください。もし、この証書を破り、汚し、又は失ったときは、新しい証書を交付しますから申請してください。
- 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。もし、掛金を2月以上滞納しますと、脱退として取り扱います。
- 加入者が死亡し、又は重度障害の状態となったときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- この制度に加入する際に提出した書類に不実の記載があった場合又は加入者の死亡若しくは重度障害が加入者若しくは心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないことがあります。
- 年金支給の原因が生じた日から3年以内に年金の給付請求を行わないと、4の重大な過失として取り扱うことがあります。
- 心身障害者が加入者よりも前に、又は同時に亡くなったときは、加入者に対して所定の弔慰金を支給します。ただし、加入期間が1年以上の場合に限ります。
- 加入者がこの制度から脱退したときは、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。ただし、加入期間が5年以上の場合に限ります。
- この制度に20年以上継続して加入し、かつ、年度の初日（4月1日）における年齢が65歳に達した加入者は、それ以降最初に到来する加入月の応答月以降は、掛金を納める必要はありません。
- 次の場合は、速やかに届け出てください。
  - 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
  - 加入者、心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
  - 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
  - 掛金が納められなくなったとき等
- 掛金や年金の額等について、群馬県心身障害者扶養共済制度条例の改正があつたときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。

全部改正〔平成 25 年規則 43 号〕

別記様式第7号の2(規格A5)(第3条関係)

(表面)

加入番号	
------	--

群馬県心身障害者扶養共済制度  
口数追加証書

次のとおり、群馬県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年群馬県条例第22号）第7条第1項及び第2項の規定により口数が追加されていることを証します。

年 月 日

群馬県知事 印

口数追加加入者	氏名	
	生年月日	年 月 日生
心身障害者	氏名	
	生年月日	年 月 日生
口数追加年月日		年 月 日
掛金払込期間		年 月 ～ 年 月

(裏面)

【注意事項】

- この証書は、加入証書と一緒に大切に保管してください。もし、この証書を破り、汚し、又は失つたときは、新しい証書を交付しますから申請してください。
- 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。もし、掛金を2月以上滞納しますと、口数追加加入者としての地位を失うこととなります。
- 口数追加加入者が死亡し、又は重度障害の状態となつたときは、その月の分から心身障害者の生存中毎月所定の年金（加算額）を支給します。
- 口数追加の際提出した書類に不実の記載があつた場合又は口数追加加入者の死亡若しくは重度障害が口数追加加入者若しくは心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないことがあります。
- 心身障害者が口数追加加入者よりも前に、又は同時に亡くなつたときは、口数追加加入者に対して所定の弔慰金（加算額）を支給します。ただし、口数追加の期間が1年以上の場合に限ります。
- 口数追加加入者が口数を減少させたときは、口数追加加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。ただし、口数追加の期間が5年以上の場合に限ります。
- 口数追加の期間が20年以上継続し、かつ、年度の初日（4月1日）における年齢が65歳に達した口数追加加入者は、それ以降最初に到来する口数追加月の応当月以降は、掛金を納める必要はありません。
- 掛金や年金の額等について条例の改正があつたときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。

全部改正〔平成 25 年規則 43 号〕

別記様式第7号の3(規格A4)(第4条関係)

<u>掛金免除決定通知書</u>			
年 月 日			
(加入者等)			
_____様			
群馬県知事			印
群馬県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定により、下記のとおり掛金を免除します。			
記			
加入番号			
免除開始年月	一口目免除	年	月 日
	二口目免除	年	月 日
注 口数追加加入者で、一方の口の掛金を免除されていないものは、引き続き掛金の納付が必要です。			
経由市町村		取扱者	

追加〔平成 12 年規則7号〕

別記様式第8号(規格A4)(第5条関係)



加入番号

掛金減額申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

(加入者等) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第5条の規定により掛金の減額を申請します。

(該当欄に○印)

世帯状況	世帯員氏名	障害者の続柄 (加入者等)	年齢	職業	前年の所得額 円	被生活保護	住 民 税	
							非課税	均等割
		障害者本人			円			
					円			
					円			
					円			
					円			

備考

(非常災害により申請する場合に、その程度、状況等を記載すること)

(市町村記入欄)

年 月 日

群馬県知事 へ

市町村長 印

上記の申請について調査した結果、記載事項に誤りはないものと認めます。

一部改正〔昭和54年規則58号・平成5年54号・6年89号・7年72号〕

別記様式第9号(規格A4)(第5条関係)

加入番号

掛金減額決定通知書

年 月 日

(加入者等)

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで申請のあつた群馬県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第5条の規定による掛金の減額については、次のとおり決定しましたから通知します。

掛 金 額	一口目	円
	口数追加	円
県の減額による掛金額	一口目	円
	口数追加	円
減 額 期 間	年 月分から 年 月分まで	

〔注意〕

この通知書を市役所又は町村役場の窓口を持参して、補助金を申請すると下記の額が補助され、あなたの最終的な自己負担額は、次のとおりになります。

市 町 村 補 助 額	一口目	円
	口数追加	円
自 己 負 担 額	一口目	円
	口数追加	円

経由市町村

取扱者

一部改正〔昭和54年規則58号・平成5年54号・6年89号・7年72号・25年43号〕

別記様式第10号(規格A4)(第5条関係)

		加入番号	
<u>掛金減額申請不承認通知書</u>			
年 月 日			
(加入者等)			
様			
群馬県知事			印
<p>年 月 日付けで申請のあった群馬県心身障害者扶養共済制度条例  施行規則第5条の規定による掛金の減額については、次の理由により申請不承認と  なりましたので、通知します。</p>			
理由			
經由市町村		取扱者	

一部改正〔昭和54年規則58号・平成5年54号・6年89号・7年72号〕

別記様式第11号(規格A4)(第6条関係)

加入番号

年金給付請求書

加入番号				口数追加の有無	有 ・ 無
心身障害者 (年金受給権者)	氏名	男・女		生年月日	年 月 日
	住所				
	障害の種類	1 知的障害者 2 身体障害者 3 その他	障害の程度		
加入者等 (死亡・重度障害者)	氏名	男・女		生年月日	年 月 日
	年金受給者との続柄				
	死亡・重度障害日	年 月 日死亡・重度障害			
	死亡・重度障害原因	の傷病名			
年金管理者	氏名	男・女		生年月日	年 月 日
	住所				
	心身障害者との続柄				

上記のとおり年金の給付を請求します。

年 月 日

(年金受給権者又は年金管理者)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

群馬県知事 \_\_\_\_\_ あて

経由市町村

取扱者


[添付書類]

- ◎ 加入者等の死亡により請求する場合
  - ① 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。  
ただし、その加入者の死亡が、加入した日（口数追加加入者にあつては口数追加の日）から2年以内のものであるときは、所定の死亡証明書又は死体検案書
  - ② 加入者等の消除された住民票の写し（加入者等の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあつては、除籍の抄本）
  - ③ 心身障害者及び年金管理者の住民票の写し（心身障害者及び年金管理者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあつては、戸籍の抄本）
  - ④ その他知事が必要と認める書類
- ◎ 加入者等の重度障害により請求する場合
  - ① 障害診断書
  - ② 加入者等の住民票の写し（加入者等の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあつては、戸籍の抄本）
  - ③ 心身障害者及び年金管理者の住民票の写し（心身障害者及び年金管理者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあつては、戸籍の抄本）
  - ④ その他知事が必要と認める書類

注 記名押印に代えて署名することができます。

一部改正〔昭和54年規則58号・57年65号・平成5年54号・6年89号・7年72号・11年39号〕

別記様式第12号及び別記様式第13号 削除  
削除〔平成5年規則54号〕

別記様式第14号(規格A4)(第6条関係)

		加入番号	
<u>年金給付決定通知書</u>			
		年 月 日	
_____様		群馬県知事	印
<p>年 月 日付けで請求のあった群馬県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定による年金の給付については、次のとおり決定しましたから通知します。</p>			
年金の額	月 円		
口数追加の有無	有 ・ 無		
支払開始年月日	年 月		
支払日	毎月 日		
支払場所			
備考			
経由市町村		取扱者	

一部改正〔昭和54年規則58号・平成5年54号・6年89号・7年72号〕

別記様式第15号(規格A4)(第6条関係)

(表面)

心身障害者扶養共済制度

年 金 証 書

群 馬 県

(裏面)

次のとおり、群馬県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年群馬県条例第22号）第9条の規定により年金を給付します。

年金証書番号	
--------	--

(年金受給権者)

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	

(年金管理者)

氏名	
生年月日	年 月 日生
住所	
心身障害者との続柄	

(年金支給開始年月日)

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月から

(年金月額)

\_\_\_\_\_金 \_\_\_\_\_円

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

群馬県知事

印

【注意事項】

- 1 年金の支給を受ける際は、この証書を持参してください。もし、この証書を破り、汚し、又は失ったときは、新しい証書を交付しますから申請してください。
- 2 年金は、年金受給権者の死亡の日の属する月まで、毎月支払います。
- 3 年金管理者が指定されている場合には、年金管理者に年金を支払います。
- 4 年金受給権者又は年金管理者は、毎年5月31日までに年金受給権者現況届出書を知事に提出しなければなりません。もし、この届出の提出を怠ると年金の支払を差し止められます。
- 5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当期間、年金の支払をいたしません。
  - (1) 所在が1月以上不明のとき。
  - (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ刑の執行を受けているとき。
  - (3) 日本国内に住所を有しないとき。
- 6 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用しなければなりません。年金管理者がこれに違反したときは、知事は、年金管理者を変更することができます。
- 7 この証書は、他人に譲り渡し、質に入れ、又はこれを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。
- 8 偽りその他不正の手段で年金の支払を受けていたときは、既に支払われた年金の全部又は一部を返還していただきます。
- 9 年金受給権者又は年金管理者の氏名又は住所を変更したときなどは、氏名・住所変更届等にこの証書を添えて知事に提出してください。
- 10 年金受給権者が死亡したときは、年金管理者（年金管理者がいないときは、その遺族の方）は、年金受給権者死亡届出書にこの証書を添えて知事に提出してください。



全部改正〔平成 25 年規則 43 号〕

別記様式第 16 号(規格A4)(第6条関係)

<u>年金（加算額）不支給決定通知書</u>			
			年 月 日
様			
			群馬県知事 印
年 月 日付けで請求のあった群馬県心身障害者扶養共済制度条例			
第9条の規定による年金給付については、次の理由によつて、支給しないことに決			
定しましたから、通知します。			
加 入 番 号		死亡（重度障害）者 （加入者等）の氏名	
心身障害者の氏名		年 金 管 理 者 の 氏 名	
理由			
經由市町村		取扱者	

一部改正〔昭和 54 年規則 58 号・57 年 65 号・平成5年 54 号・6年 89 号・7年 72 号〕

別記様式第 17 号(規格A4)(第7条関係)

	加入番号		
	年金証書番号		
<u>加入等証書再交付申請書</u>			
群馬県知事	あて	年 月 日	
(加入者等、年金受給権者又は年金管理者)		印	
加入証書 群馬県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を亡失しましたので、再交付を申請 年金証書 損傷			
します。			
加入者等	氏名	男女 生年月日	年 月 日
	住所	心身障害者との続柄	
心身障害者 <small>(年金受給権者)</small>	氏名	男女 生年月日	年 月 日
	住所		
年金管理者	氏名	男女 生年月日	年 月 日
	住所	心身障害者との続柄	
証書交付年 月	年 月		
注 記名押印に代えて署名することができます。			
経由市町村		取扱者	

一部改正〔昭和 54 年規則 58 号・平成5年 54 号・6年 89 号・7年 72 号・11 年 39 号〕


別記様式第 18 号(規格A4)(第8条関係)

		年金証書番号	
<u>年金支給停止決定通知書</u>			
年 月 日			
様			
群馬県知事 印			
<p>群馬県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定により支給されている年金は、次のとおり支給を停止することに決定しましたから通知します。</p> <p>おつて、年金支給停止の事由が消滅したときは、速やかに、その旨をお届けください。</p>			
年金支給停止の事由			
年金支給停止の期間	年 月から上記の年金支給停止の事由が消滅した日の属する月の前月まで		
備 考			
経由市町村		取扱者	


一部改正〔昭和54年規則58号・平成5年54号・6年89号〕

別記様式第19号(規格A4)(第8条関係)

		年金証書番号	
<u>年金支給停止解除決定通知書</u>			
		年 月 日	
_____様		群馬県知事	印
<p>年 月 日付年金支給停止事由消滅届書により、次のとおり年金の支給停止を解除しましたから通知します。</p>			
支給停止を解除する 年 月		年 月	
備考			
經由市町村		取扱者	

一部改正〔平成5年規則 54号・6年 89号〕  
別記様式第 20号(規格A4)(第9条関係)

			加入番号	
<u>弔慰金給付請求書</u>				
加入番号			口数追加の有無	有 ・ 無
加入年月日		年 月 日	口数追加年月日	年 月 日
加入者等	氏名		男女 生年月日	年 月 日
	住所			心身障害者 との続柄
心身障害者	氏名		死亡年月日	年 月 日
	死亡の原因となつた傷病名			
上記のとおり、弔慰金の給付を請求します。				
年 月 日				
(加入者)				
氏名 _____ 印				
群馬県知事                      あて				
〔添付書類〕				
1 加入者等の住民票の写し（加入者等の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍の抄本）				
2 心身障害者の消除された住民票の写し（心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、除籍の抄本）				
注 記名押印に代えて署名することができます。				
經由市町村			取扱者	

一部改正〔昭和 54 年規則 58 号・平成 5 年 54 号・6 年 89 号・7 年 72 号・11 年 39 号〕  
別記様式第 21 号(規格 A4)(第 9 条関係)

		加入番号	
<u>弔慰金給付決定通知書</u>			
年 月 日			
様			
群馬県知事 印			
<p>年 月 日付けで請求のあった群馬県心身障害者扶養共済制度条例第15条の規定による弔慰金の給付については、次のとおり決定しましたから御通知します。</p>			
弔慰金の額	金 円		
口数追加の有無	有 ・ 無		
支払期日	年 月 日		
支払場所			
備考			
經由市町村			取扱者

一部改正〔昭和54年規則58号・平成5年54号・6年89号・7年72号〕

別記様式第22号(規格A4)(第9条関係)

		加入番号	
<u>弔慰金（加算額）不支給決定通知書</u>			
		年 月 日	
様		群馬県知事	印
<p>年 月 日付けで請求のあった群馬県心身障害者扶養共済制度条例第15条の規定による弔慰金給付については、次の理由によって支給しないことに決定しましたから通知します。</p>			
<p>理由</p>          			
経由市町村		取扱者	

一部改正〔昭和 54 年規則 58 号・平成5年 54 号・6年 89 号〕

別記様式第 22 号の2(規格A4)(第9条の2関係)

				加入番号	
<u>脱退一時金給付請求書</u>					
年 月 日					
群馬県知事		あて			
加入番号		脱退区分		1 一口目脱退 2 二口目脱退 3 1と2の同時脱退	
加入者等	氏名	男 女	生年月日	年 月 日	
	加入年月日	(口数追加) 年月日		心身障害者 との続柄	
心身障害者	氏名	男 女	生年月日	年 月 日	
脱退した年月			年 月		
上記のとおり、脱退一時金の給付を請求します。					
年 月 日					
(加入者等)					
住所 _____					
氏名 _____ 印					
〔添付書類〕					
1 条例施行規則第10条による加入者等脱退（減少）届書					
2 加入者等及び心身障害者の住民票の写し（加入者等及び心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍の抄本）					
注 記名押印に代えて署名することができます。					
経由市町村			取扱者		

追加〔平成7年規則72号〕、一部改正〔平成11年規則39号〕

別記様式第22号の3(規格A4)(第9条の2関係)



		加入番号	
<u>脱退一時金給付決定通知書</u>			
		年	月 日
(加入者等)			
_____様			
		群馬県知事	印
平成 年 月 日付けで請求のあった群馬県心身障害者扶養共済制度条例第15条の規定による脱退一時金の給付については、次のとおり決定しましたから通知します。			
脱退一時金の額	円		
口数追加による加算の有無	有 ・ 無		
支払期日	年 月 日		
支払場所			
備考			
経由市町村		取扱者	

追加〔平成7年規則 72号〕

別記様式第23号(規格A4)(第10条関係)

		加入番号	
<u>加入等脱退（減少）届書</u>			
年 月 日			
群馬県知事	あて	住所_____	
		氏名_____ 印	
群馬県心身障害者扶養共済制度条例 <small>第18条第1項第3号</small> の規定により、 <small>第18条第2項第1号</small>			
年 月 日	付けで	心身障害者扶養共済制度	脱退 減少
	口	数	追加
しますからお届けします。			
〔添付書類〕			
1 群馬県心身障害者扶養共済制度加入証書			
2 群馬県心身障害者扶養共済制度口数追加証書			
注 記名押印に代えて署名することができる。			
経由市町村		取扱者	

一部改正〔昭和54年規則58号・61年5号・平成5年54号・6年89号・7年72号・11年39号〕

別記様式第24号(規格A4)(第11条関係)

		加入番号	
		年金証書番号	
氏名変更届書			
年 月 日			
群馬県知事	あて		
		住 所	_____
		氏 名	_____ 印
年 月 日	加入者等 心身障害者の住所を次のとおり変更したので、群馬 年金管理者の氏名 年金受給権者		
県心身障害者扶養共済制度条例第19条の規定により、お届けします。			
	新	旧	
フリガナ 氏 名			
住 所			
注 記名押印に代えて署名することができます。			
経由市町村			取扱者

一部改正〔昭和54年規則58号・平成5年54号・6年89号・7年72号・11年39号〕  
 別記様式第25号(規格A4)(第11条関係)

		加入番号	
		年金証書番号	
<u>死 重 度 障 害 届 書</u>			
年 月 日			
群馬県知事	あて		
		住 所	_____
		氏 名	_____ 印
年 月 日	加入者等 年金管理者	(氏 名)	が、死亡したの 重度障害の状態となった
で、群馬県心身障害者扶養共済制度条例第19条の規定により、お届けします。			
注 記名押印に代えて署名することができます。			
経由市町村		取扱者	

全部改正〔平成5年規則 54 号〕、一部改正〔平成6年規則 89 号・7年 72 号・11 年 39 号〕

別記様式第 25 号の 2 (規格 A4) (第 11 条関係)

年金証書番号

年金受給権者死亡届書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_ 印

群馬県心身障害者扶養共済制度条例第19条第3項の規定により、次のとおり届け  
出ます。

死亡年金受給権者氏名		死亡年月日	年 月 日
死亡の原因となつた 傷 病 名			

〔添付書類〕

年金受給権者の消除された住民票の写し（年金受給権者の氏名が知事へ届け出  
ている氏名と異なる場合にあつては、除籍の抄本）。ただし、県又は市町村が年金受  
給権者の死亡を公簿又は本人確認情報により確認できる場合は、住民票の写しの添  
付を省略することができます。

注 記名押印に代えて署名することができます。

経由市町村

取扱者

追加〔平成5年規則 54 号〕、一部改正〔平成6年規則 89 号・11 年 39 号・21 年 15 号・  
25 年 43 号〕

別記様式第 26 号(規格A4)(第 11 条関係)

加入番号			
<u>年金管理者指定変更届書</u>			
年 月 日			
群馬県知事	あて		
(加入者等)			
住 所 _____			
氏 名 _____ 印			
群馬県心身障害者扶養共済制度条例第19条の規定により、年金管理者を次のとおり指定したので、お届けします。			
年		新	旧
金	フリガナ 氏 名		
管	生年月日	年 月 日	年 月 日
理	住 所		
者	心身障害者 との続柄		
心障 害 身 者	氏 名		変 理 更 の 由
	住 所		
	変更の年月日	年 月 日	
私は、群馬県心身障害者扶養共済制度条例第10条に規定する年金管理者となることに同意し、上記の心身障害者の年金を管理し、良き理解者として誠意をもって保護養育に当たることを誓約します。			
年 月 日 (年金管理者) 氏 名 _____ 印			
注 記名押印に代えて署名することができます。			
経由市町村		取扱者	

一部改正〔昭和 54 年規則 58 号・平成5年 54 号・6年 89 号・7年 72 号・11 年 39 号〕

別記様式第 27 号(規格A4)(第 11 条関係)

		年金証書番号	
年金支給停止事由発生届 消滅			
年金 受給権者	氏名		
	住所		
支給停止事由の発生・消滅した日		年 月 日	
支給停止事由発生 の内容		1 心身障害者の所在が1月以上不明である。 2 心身障害者が懲役・禁錮の刑に処せられ刑の執行を受けている。 3 心身障害者が日本国内に住所を有しない。	
支給停止事由消滅 の内容		1 心身障害者の所在が明らかになった。 2 心身障害者が懲役・禁錮の刑の執行を解かれた。 3 心身障害者が日本国内に住所を有するようになった。	
<p>上記のとおり、年金の支給停止事由が発生消滅しましたのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(年金管理者)</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p> <p>群馬県知事                      あて</p>			
經由市町村		取扱者	

注 記名押印に代えて署名することができます。

一部改正〔昭和54年規則58号・平成5年54号・6年89号・11年39号〕

別記様式第28号(規格A4)(第11条関係)

年金証書番号

年金受給権者現況届書

年金受給権者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日	
	住所				
	年金管理者の有無	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 (            ) 2 無			
<p>群馬県心身障害者扶養共済制度条例第19条第4項の規定により、上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>年金受給権者 又は年金管理者 氏 名 印</p> <p>群馬県知事 あて</p>					

記入上の注意

「年金管理者の有無」の欄は、年金受給権者又は年金管理者が記入し難い場合は、市役所又は町村役場で記入して差し支えありません。

〔添付書類〕

年金受給権者の住民票の写し（年金受給者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあつては、戸籍の抄本）。ただし、県又は市町村が年金受給権者の現況を公簿又は本人確認情報により確認できる場合は、住民票の写しの添付を省略することができます。

注 記名押印に代えて署名することができます。

経由市町村

取扱者



別記様式第 29 号(規格A4)(第 12 条関係)

加 入 者 等 台 帳

加入番号	加入年月日 (口数追加年月日)	年 月 日		脱 退 年 月 日 (減少年月日)	年 月 日				
		( 年 月 日)	( 年 月 日)		( 年 月 日)	( 年 月 日)			
	加 入 者	心 身 障 害 者		年 金 管 理 者					
フリガナ 氏名 (改姓・改名)	男女	男女		男女					
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月 日					
続 柄	心身障害者との続柄	加入者等との続柄		心身障害者との続柄					
住 所 (住所の変更)									
死亡・重度障害 年 月 日 (口数追加)	年 月 日 ( 年 月 日)	年 月 日 ( 年 月 日)		年 月 日					
他の地方公共団体からの転入	従前の地方公共団体名	障害の種類		脱 退 の 理 由		・減少の理由			
	加入番号	障害の程度							
	加入年月日 (口数追加)	掛 金 額		・加入者等の死亡 (重度障害) ・障害者の死亡 ・転出・本人の申出 ・滞納		・本人の申出 ・滞納			
	従前の地方公共団体名	基 本	口数追加				合 計	変 更 期 日	変 更 理 由
	加入番号							年 月 から	
加入年月日 (口数追加)	年 月 日 ( 年 月 日)	額			年 月 から				

全部改正〔平成7年規則 72 号〕、一部改正〔平成 11 年規則 39 号〕  
別記様式第 30 号(規格A4)(第 12 条関係)

年 金 受 給 権 者 台 帳

年金証書 番号			口数追加 の有無	有 ・ 無		年金額	月額	円	
支給開始年月	年 月		口数追加 年月	年 月		失権年月	年 月		
年金受給権者	フリガナ名			男女	年金管理者	フリガナ名			男女
	生年月日	年 月 日		日		生年月日	年 月 日		日
	住 所					住 所			
	障害の種類・程度					年金受給権者との続柄			
支給停止	期 間	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで
	理 由								
支払の一時停止		年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで
現 況 届 書									
受給権の 消滅理由	1 死亡 2 その他		備 考						

全部改正〔昭和 54 年規則 58 号〕、一部改正〔平成5年規則 54 号・6年 89 号・7年 72 号・11 年 39 号〕